

生駒市の教育大綱のイメージ

I 生駒市の教育大綱の基本的な考え方

1 生駒市の教育大綱の位置付けと期間

生駒市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「教育大綱」といいます）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、総合教育会議での協議を経て、市長が策定するもので、本市の教育行政の根本となる方針となるものです。

大綱の期間は、大綱策定の日から4年間とします。

2 生駒市の教育大綱・4つの特色

生駒市の教育大綱の特色は以下の4つです。

(1) 「関係者や市民の参加による徹底した『協創』に基づく大綱の策定」

総合教育会議を〇回開き、徹底的な議論を行ったほか、公募市民によるワークショップを2回開催して、特に重点的に推進すべき分野について広く市民の意見を集めました。このほか、教員などの関係者からのヒアリング、パブリックコメントの実施など、「協創」の考え方に基づく調整を行いました。

(2) 「マニフェストや総合計画などとの整合性の確保と効果的な連携」

市長の施政方針演説やマニフェストを踏まえた総合計画、他の関係する計画との整合を確保し、積極的な連携を図ることにより、学校教育を中心として、生涯学習、就学前教育ほか、幅広い視点での教育大綱としました。

(3) 「ひとづくりはまちづくり」

市長マニフェストの「ひとづくりはまちづくり」の考え方に立ち、教育を通じた「ひと」づくりにより、生駒の「まち」のさらなる活性化につなげていくものです。

(4) 「生駒の教育課題を踏まえた、特に重点的に取り組む事項と具体的な取組の明記」

公募市民によるワークショップのテーマとして設定し、広く市民や関係者の意見をうかがいながら、特に重点的かつ集中的に取組成果を上げるべき事項を明確にし、取組を進めていきます。

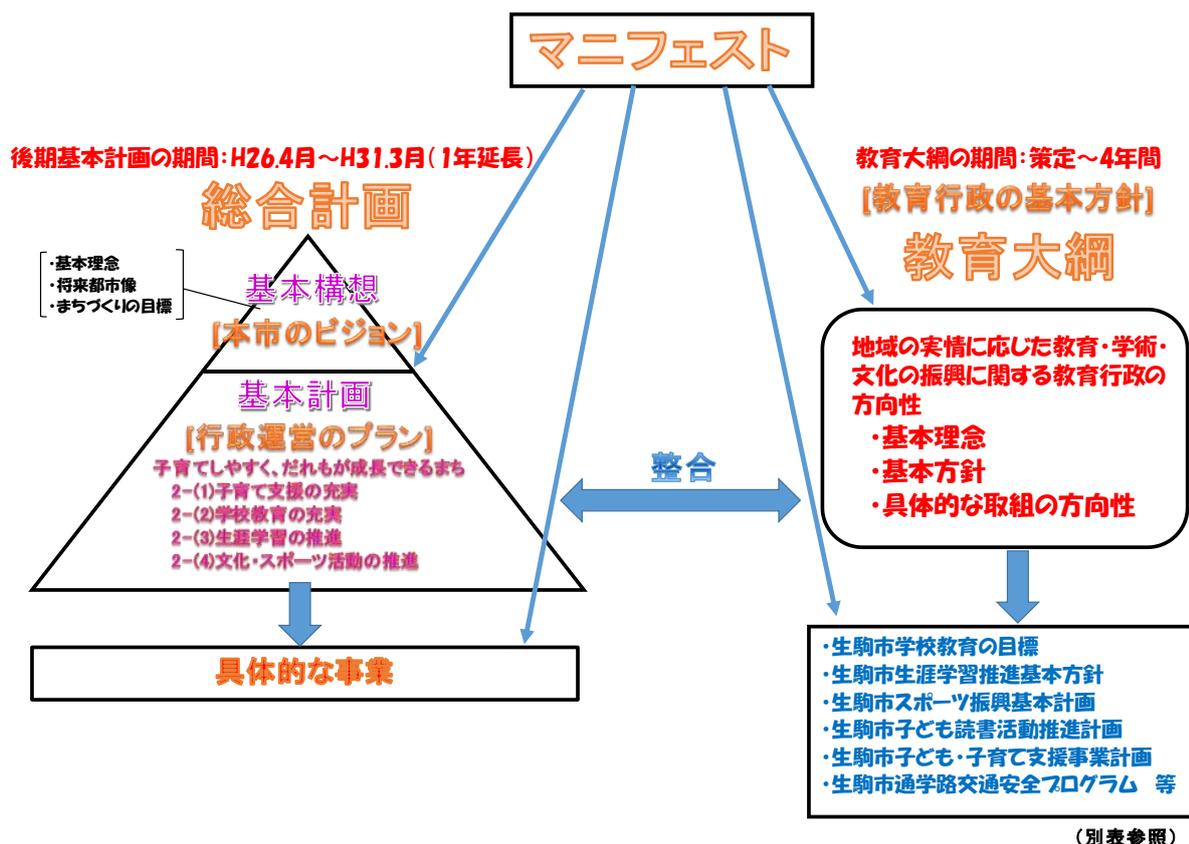
3 大綱の構成並びに他の計画との関係

教育大綱は「基本理念」「基本方針」及び「具体的な取組の方向性（重点施策）」によって構成します。

また、それらを実現するための個別の具体的な施策については、大綱に逐一盛り込まず、本市のまちづくりの指針であり「行政運営のプラン」である第5次生駒市総合計画後期基本計画及び同計画に基づく「具体的な事業」の中に整理し、進めていきます。

あわせて、家庭教育、地域社会との協働、文化やスポーツ、産業、国際化など教育に関係する既存の各種計画に位置付けられている具体的な個別施策と相まって、大綱の基本方針に定めた内容の実現を目指していくこととします。

同時に、教育大綱の策定を受け、現在見直し中の総合計画や個別計画の内容を精査し、必要に応じた追加・修正等を行うほか、計画期間の見直しなども検討していきます。



II 大綱の構成

1 基本理念

総合教育会議やワークショップ等の議論を踏まえ、最後に整理する

2 基本方針及び具体的な取組の方向性（例）

基本方針1 （特に重点的に取り組むべき事項）

社会で活躍できる人材を育てるための教育改革

（具体的な取組の方向性）

マニフェスト、総合計画、各種教育関係計画、ワークショップでの議論などを踏まえ、主な取組や具体的な取組の方向性などについて、簡潔に整理する。（個別の取組を大綱で列挙することはしない予定）

- ・
- ・
- ・

基本方針2 障がい者や高齢者等が安心して楽しく暮らせる、活躍できるまち

（具体的な取組の方向性）

- ・
- ・
- ・

基本方針3 子育てしやすいまち

（具体的な取組の方向性）

- ・
- ・
- ・

基本方針4 学びやすい教育環境と施設の整備、通学路などの安全対策

(具体的な取組の方向性)

- ・
- ・
- ・

基本方針5 本のまち・音楽のまち、スポーツのまち「生駒」の推進

(具体的な取組の方向性)

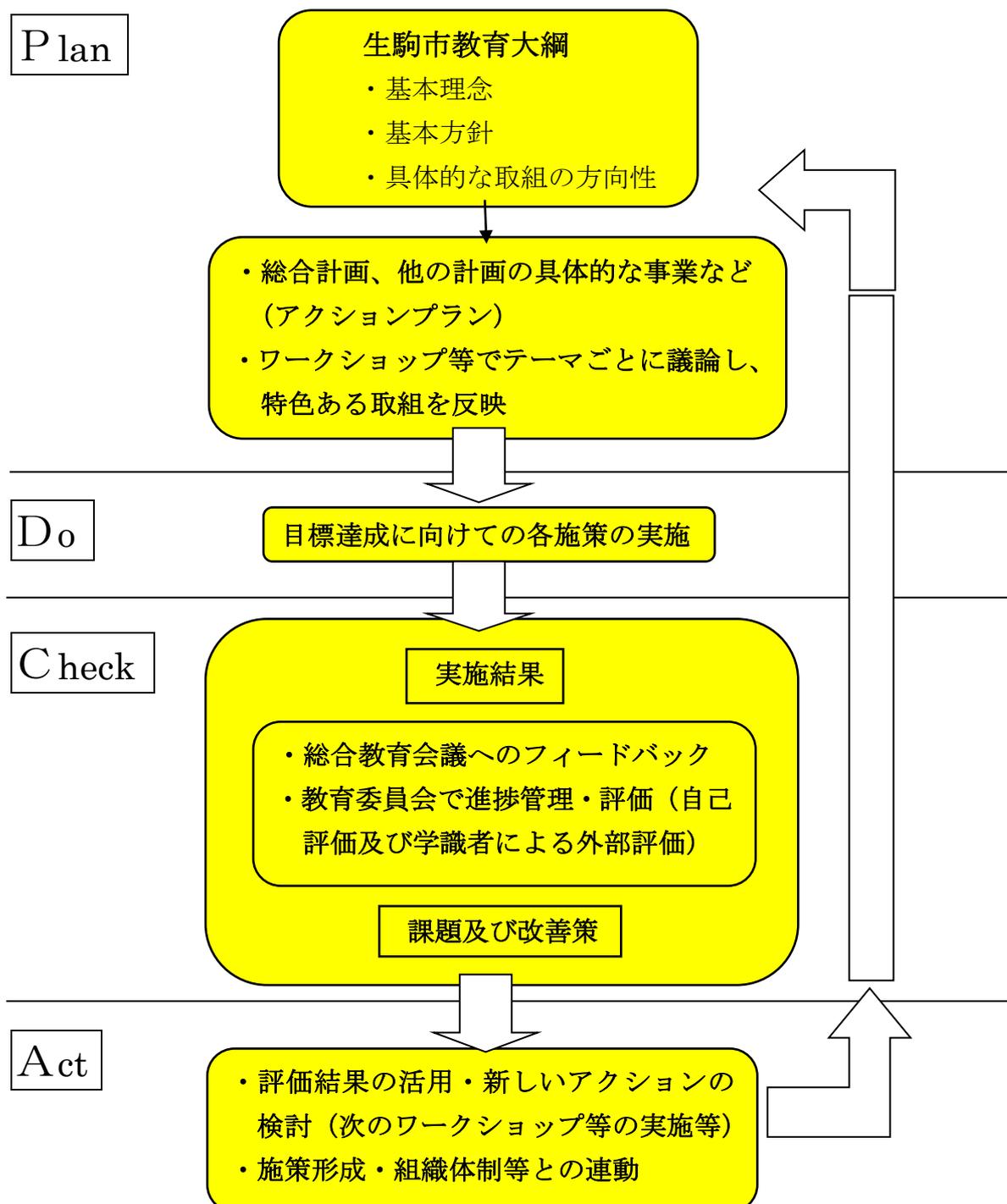
- ・
- ・
- ・

議論を踏まえ、基本方針6、7などの追加・精査を行っていく

Ⅲ 大綱策定後の進行管理

教育大綱に基づく具体的な事業など（アクションプラン）の実施に当たっては、PDCAサイクルによる進行管理、点検評価・見直しを行うものとします。

なお、外部評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況について、学識経験者による点検・評価を行うこととなっており、これを活用して外部評価を行うものとします。



※別表 策定済の主な計画等一覧

方針・計画名	所管課	策定年月	根拠法令等	計画期間	内 容
生駒市学校教育の目標	教育指導課	毎年度		1年	生駒市がめざす子ども像、重点目標、目標実現に向けた取組を提示。
生駒市生涯学習推進基本方針	生涯学習課	H19年3月	社会教育委員会議の答申をふまえ策定	H19～	生駒市生涯学習推進基本計画とこれまでの施策の成果・課題を分析・検証し、今後の生涯学習推進の基本となる方向づけを行う。
生駒市社会教育基本方針及び重点目標	生涯学習課	毎年度	社会教育委員会議において策定	1年	上記基本方針を基に、成果を検証し、重点目標を定め、施策を推進する。
生駒市スポーツ振興基本計画	スポーツ振興課	H23年3月	スポーツ基本法第10条(旧スポーツ振興法第4条)	10年	H23～32年度までの10年間(5年経過時点で見直し)のスポーツ振興の目標と目標達成のための方針を示す。
生駒市子ども読書活動推進計画	図書館 (生涯学習課)	H17年3月	子どもの読書活動の推進に関する法律第9条	H17～	「伝えよう、どきどき わくわくを！」を合言葉に、家庭・地域・学校が連携して読書環境の整備を進める。(5年経過時点で成果を検証、計画内容を精査し継続)
生駒市子ども・子育て支援事業計画	こども課	H27年3月	子ども子育て支援法	5年	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の総合的、計画的な推進。
生駒市通学路交通安全プログラム	教育総務課	H26年4月	(文科省等からの通知による)	—	関係機関の連携体制を構築し、通学路の安全確保に向けた取組を実施する。

→内容の精査、計画の整理・見直し、計画期間の見直しなどについて、大綱に沿って精査する予定